

平成九年(ワ)第二五四三号損害賠償請求事件(平成九年八月二七日口頭弁論終結)

判 決

東京都調布市国領町一

原 告 m r k o n o

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

被 告 東 京 都

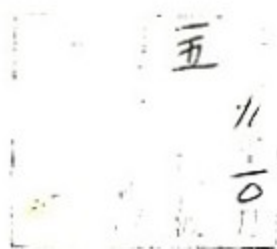
右代表者知事 青 島 幸 男

右指定代理人 土 田 立 夫

同 秋 山 哲 也

同 竹 澤 正 夫

同 伊 藤 寿 彦



同 大 村 昌 志

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

一 原告の申立及び主張

原告は、「被告は、原告に対し、金一〇〇〇万円とこれに対する平成九年四月一九日から支払済みまで年五分の割合による金員の支払をせよ。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決及び仮執行の宣言を求め、請求原因として別紙のとおり述べた。

原告の請求は、(一) 原告を被害者とする交通事故について、司法警察員の検

察官への刑事事件送致が遅延したこと、(二) 右事故に係る交通事故証明書の発給が遅延したこと、(三) 原告から警視庁葛西警察署長への内容証明郵便（右交通事故に関する要請を内容とするもの）の受領を同警察署長が拒否したことが、それぞれ原告の権利侵害にあたるとして、慰謝料の支払を請求するものである。なお、立証は、本件記録中の書証目録記載のとおりであるからこれを引用する。

二 当裁判所の判断

まず、原告の所論のうち(一)及び(三)についてみると、刑事事件送致の遅延ないし郵便の受領拒否行為が原告に対する関係で権利侵害行為にあたることをできないことは明らかであるから、その余の点について検討するまでもなく、原告の右主張は失当である。

次に、原告は、一〇の交通事故証明書の発給の遅延についての被告主張の経過
事実についてあえて争わないと述べているが、右経過事実の要点は、

葛西警察署の出口巡査部長は、人身事故たる交通事故証明書の発給のためには診断書の提出が必要であるとの教示を原告に行ったのであるが、平成五年一二月一四日になって同警察署宛に提出された診断書には全治なし治癒見込期間の記載がなかった。そこで、出口巡査部長は、医療機関に対する電話照会をしたうえ、診断書提出の翌日、交通事故証明書を発給するに必要な書類を自動車安全センター東京都事務所宛に送付した。

などというものであり、この事実を照らせば、一〇の交通事故証明書の発給が原告主張の損害（原告は、本訴において、交通事故証明書の発給遅延により自動車損害賠償保障法上に基づく給付が遅延したことによる損害、すなわち「人身事故

たる」交通事故の証明書の発給遅延を違法と主張している。との関係で遅延にあたるものといえないことは多言を要しないから、原告の右主張も失当である。

よって、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条に従い、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一三部

裁判官 園部 秀穂

右は正本である。

平成九年拾月拾五日

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第一三部



白崎直彦

